

## 「教職員働き方改革アクションプラン」に対する福島県教組見解

2024年3月15日

福島県教職員組合

2月21日、福島県教育委員会は「教職員働き方改革アクションプラン」(以下「改革プラン」)を決定した。これは、2020年1月の文科省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」をうけ、2023年12月に「福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(給特条例)」に教職員の時間外勤務時間の上限方針の条文を追加したことに基づく公立学校の働き方改革プランである。

「改革プラン」は、2024年度から2028年度までの5年間を取り組み期間とし、3年後に中間評価を実施するとしている。教職員の時間外勤務時間の上限を盛り込んだ前記告示は2020年4月から適用され、法的根拠を有している。その中で「教育職員の業務量の適切な管理」は、教育委員会と管理職が責任を持って行うべきものと示されている。しかし、2021年2月に発出された教職員多忙化解消アクションプランⅡ(以下「プランⅡ」)の「時間外勤務時間月80時間を超える教職員の割合を0%かつ月45時間を超える教職員の割合を3分の1以下にする」という目標は、ほとんどが達成されず、その総括も不十分と言える。「改革プラン」では、子ども・保護者・地域の理解を得るための時間を要することから、中間評価を行う3年後を目途に目標が達成される事を切に望む。

「改革プラン」の内容は、今年度まで取り組まれていた「プランⅡ」の理念を受け継いだものとされている。「はじめに」では、(教育行政の本気度)として、「覚悟を持って改革していく」と記載され、県教委からの一定の意気込みを感じる。また、「学校の在り方改革」を行い、教職員がやりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境の構築を目的としているところは、県教組が求めてきたことと一致している。しかし、「改革プラン」は給特法下において、限定四項目以外の時間外勤務は存在しないという基本姿勢となっていない。本気で給特法の遵守を進めるのであれば、時間外勤務時間をただちに“0”にしなければならないが、そこまでの目標とはなっていない。「改革プラン」によって、時間外勤務時間を減らすことが「子どもたちと教職員の Well-being の実現」につながる。

平成31年3月18日に発出された文部科学事務次官通知にある「学校が担うべき業務の役割分担」(以下3分類)を基に文科省が行った調査で、全国の実施状況に比べ福島県の数値が低

かった、「放課後・夜間の見回り」「授業準備のICT活用」「勤務時間外における保護者・外部からの問い合わせに備えた留守番電話の設置」を校種別取組テーマ(市町村立学校)に盛り込んでいる。しかし、3分類の中で県教委が積極的に取り組むべき業務の見直しは、これだけではないはずである。県教組は毎年9月から11月にかけて実施している「秋闘キャラバン」という学校・地教委訪問の中で各市町村教育委員会へ様々な要請行動を行っており、「働き方改革」については、市町村教委単位でも進めてきている。しかし、全県で取り組むためには、県教委のリーダーシップは必須であるという声が多かった。教職員の勤務時間を適正化する責任が、任命権者である県教委にあるにもかかわらず、責任主体としての強い意志が感じられない。

例えば、中学校・高等学校の時間外勤務時間増加の要因として考えられる部活動の在り方について、市町村立学校・県立学校テーマの(8)に位置づけられている。しかし、「プランⅡ」から大きく前進した内容はなく、中学校の上限時間は平日2時間であり、勤務時間内での指導終了は不可能である(休日3時間)。また、文科省が中心となり進めている部活動の地域移行の取り組みについても示されているが、「県教委から財政支援や具体的な取り組みに向けたステップが示されていない。」との声もある。さらに、教員志願者の減少が社会問題化している小学校の特設クラブ等に関しては「中学校の基準を準用」とあり、発達段階を考慮しない内容である。小学校は中学校・高等学校とは異なり、学級担任がほぼ全教科を担当している。授業準備や諸事務処理を行う時間が1日に約1時間程度しかなく、必然的に時間外勤務が必要になる。小学校での部活動や特設クラブ活動は、そもそも時間的に無理なのである。小学校高学年における教科担任制の推進や持ち時数の上限設定の導入など、勤務時間内で業務を完了させるために必要な、改善のための抜本的な視点が不足しているのである。

そもそも学校現場において、給特法の下、無定量の時間外労働が「残業時間」とは認識されず、超過勤務手当も出ないまま教職員のボランティア残業で学校経営が成り立ってきたのが問題である。この状況を何としても変えなければならない。

福島県教組はこの間、「教職員の働き方改革を進める上で、時間外勤務の上限時間の早期条例化・規則化は必須」と主張してきた。福島県でも、ついに条例化された。時間外労働が日常的に行われている学校現場において、この条例への反映は大きな一歩である。

わたしたちは、今後、学校現場の状況を現場目線で調査し、「教職員働き方改革アクションプラン」の問題点を明らかにするとともに、各学校で教職員一人ひとりが働きやすい職場環境を実感できるよう運動を強化していく。